

求職者等に対するセクシュアルハラスメントへの対応に係る基本方針

1. はじめに

一般財団法人食品分析開発センターSUNATEC(以下:当財団)は、採用活動を進めるにあたり、求職者の方々の人格・尊厳を最大限に尊重し、安全かつ公平・公正な選考環境を確保することは、極めて重要な責務と考えております。

当財団は、「求職者の方々に対するセクシュアルハラスメントは、求職者の方々の尊厳や人格を不当に傷つける等の決して許されない行為」であることを宣言し、求職者の方々が安心して求職活動を実施出来る環境を確保するため、「求職者等に対するセクシュアルハラスメントへの対応に係る基本方針」を策定することといたしました。

2. 求職者の方々に対するセクシュアルハラスメント～就活セクハラ～の定義

当財団は、求職者の方々に対するセクシュアルハラスメント(以下「就活セクハラ」という)を、次のとおり定義いたします。

【事業主が雇用する労働者による性的な言動により、求職者等が苦痛を感じて 求職活動等が阻害されること】

①性的な言動

性的な内容の発言及び性的な行動をいう

②求職者等

求職活動中の学生や採用面接の応募者等、当財団への就職を希望する意思を明確に示している者をいい、例えば、採用面接や選考に参加している求職者の他、リファラル採用への応募者・OBへの訪問者・会社説明会やインターンシップの参加者等も含まれる(ただし、これらはあくまでも例示であって、これらに限定されるものではありません)

③求職活動等 就職説明会、採用面接、インターンシップ、教育実習、介護/看護実習その他の職業の選択に資する活動をいう

3. 求職者の方々へのお願い

就活セクハラに該当し得る行為や不適切と考えられる言動等があった場合、事実関係を確認のうえ、当財団規程に従って対応いたしますが求職者の方々の安全確保や事案の適切な解決がなされる様、必要に応じて警察や弁護士等の外部機関へ相談・通報することがあります。なお、以下に『求職活動等における面談・連絡方法等の基本ルール』を記しますので、ご確認いただけますようお願い申し上げます。

4. 求職活動等における面談等の基本ルール

①面談について

役員及び職員は、求職者等と面談し、又は連絡を行う場合には、次の各号に定める事項を遵守すること。

- (1)面談は、原則として業務時間内に、所内又はオンライン会議システムを利用して実施すること
- (2)原則として、求職者等との連絡には会社PC又は会社携帯を使用し、私用SNSその他の個人的な連絡手段による連絡先の交換は行わないこと
- (3)求職者等への対応は複数名で行うものとし、やむを得ず単独で対応する場合は事前に上長へ報告すること

②当財団役員及び職員による禁止行為について

- (1)不必要な身体への接触

- (2)容姿、性的および身体上の特徴に関する質問・発言
- (3)性的な発言、質問、冗談、からかい
- (4)交際や性的関係の強要
- (5)わいせつ図画や動画等の閲覧、配布、掲示
- (6)電話、SNS、メール等による私的な連絡の強要
- (7)事前や事後の如何を問わず、性的な言動、私的な接触またはこれらを誘発し得る目的で、業務上必要が無いにもかかわらず、食事や飲み会の場で面談を行う等、2人きりになる状況へ誘導すること
- (8)食事や飲み会の場で面談を行うこと(当社側が複数名で対応する場合は除く)

5. 相談窓口

万一、当財団の採用活動において、上記ルールに反する行為や、不快・不安に思われる言動があった場合は、下記窓口まで速やかにご相談ください。

【相談窓口】

srtovoda@mbr.niftv.com

※相談者のプライバシーは厳重に守られます。

※相談したこと、あるいは事実を告発したことを理由に、採用選考において不利益な取り扱いをすることは一切ございません。

※事実関係を迅速に確認のうえ、適切かつ厳正に対処いたします。

以上